

次期システムの稼働に伴う業務規程等の一部改正について

平成19年2月26日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、市場開設者としてシステムの信頼性・安全性を確保し、環境変化に柔軟に対応し、かつ、効率的なシステム投資を行うことを開発方針として、次期システムの開発を進めている。また、当該開発方針を実現するため、次期売買システムについては株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の売買システムを利用することとしている。

そこで、当該次期システムの稼働に合わせて、売買制度等について所要の整備をするため、「業務規程」等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 同時呼値の順位の変更

同時呼値の配分順位について、売買単位の数量（以下「最小単位」という。）の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとする。

・業務規程施行規則第6条

また、いわゆるストップ配分の場合の順位についても、最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとする。

(2) 板寄せ時の合致数量の変更

板寄せ方式の付合せ時において、約定値段となる値段の注文のうち、売り又は買いの一方は全数量、他方は最小単位以上の数量が成立することを合致要件とすることとする。

・業務規程施行規則第9条

(3) 認定気配の表示方法の変更

認定気配の表示方法について、相場報道システムを通じた配信による一定の表示等を行うものとする。

・呼値に関する規則第12条

(4) 立会時間の変更

株券及び転換社債型新株予約権付社債券の売買立会時間について、午後立会については午後3時30分まで（半休日においては、午前11時30分まで）延長することとする。

・業務規程第2条等

これに伴い、午後立会終了後に行われる終値取引の取引時間、相対交渉市場におけるバスケット取引の取引時間及び単一銘柄取引のうち交渉を行う場合の取引時間を午後3時35分から午後4時30分まで（半休日においては、午前11時35分から午後0時30分まで）に変更する。

(5) その他

次期売買システムについては東証の売買システムを利用することから、市場施設利用に関する責任の所在についての規定整備を行うなど、その他所要の規定整備を行う。

・取引参加者規程第19条等

3. 施行日

平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

以 上